

平成29年4月7日

保護者の皆様へ

横浜隼人中学高等学校

気象警報発表時の対応について（中学・高校）

神奈川県内のいずれかの地域*に、「**暴風警報**」が発表されている場合は、次のように対応します。ご熟読のうえ目立つところへの掲示をお願いいたします。

(*〔横浜・川崎〕〔湘南〕〔三浦半島〕〔相模原〕〔県央〕〔足柄上〕〔西湘〕)

1. 「暴風警報」発表による措置

- ① **午前6時の時点**で「暴風警報」が発表されていたら、**授業の開始を見合わせ**ます。
なお、午前6時以降で午前7時30分までに発表された場合も同様とします。

※ 登校途中で暴風警報の発表を知った場合は、生徒自身で十分に安全に留意し、一度自宅へ戻るか、学校へ来るか、判断してください。

- ② **午前8時の時点で解除**されている場合は、**3時限目より通常授業**とします。
(10:15出欠確認)

- ③ **午前10時の時点で解除**されている場合は、**5時限目より通常授業**とします。
(12:30出欠確認)

※ この場合は、昼食（軽食）を持たせるか、事前に済ませて登校させてください。

- ④ **午前10時の時点で解除されていない場合は、全日臨時休校**とします。

2. 「特別警報」が発表された場合（気象・地震・火山噴火・津波すべての現象に共通）

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は経験したことのないような異常な現象が起きそうな状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守る行動をとってください。

3. 留意事項

- ① 当日の朝にメール配信や連絡網等でお知らせすることは、混乱を避けるために原則として行いませんので、あらかじめご承知のうえ、気象情報に十分ご注意ください。なお、生徒は、登校の準備を整えて自宅待機するようお願いいたします。

- ② 地域の特性によって状況が異なりますので、警報発表の有無にかかわらず、ご家庭におかれましてはお子様の安全を第一に考えて登校の判断をしてください。なお、登校を見合わせる場合は、その旨を学校へ連絡してください。

- ③ 生徒登校後に警報が発表された場合は、状況に応じてその都度学校で判断し、対応いたします。

学校電話番号 045(364)5104（職員室直通）

